

森林経営管理制度

～(新たな森林管理システム)がスタートします～

【背景】

久万高原町ではスギ・ヒノキなどの人工林が本格的な利用期を迎えており、久万林業活性化プロジェクト事業も13年間で7千2百ヘクタールの施業実績を上げていて、森林組合の中核事業にまで成長しています。

一方では長期的な林業の低迷や、森林所有者の世代交代等により森林所有者の森林への関心が薄れ、森林の経営や管理が適切に行われない等の事態が発生しています。また、森林管理をどうしていいのかわからない、森林を売却したいという所有者が増加しており、早急な対応が迫られています。

このような中、森林所有者が自ら経営や管理することが困難な森林において、**森林所有者に代わって市町村や林業経営者が森林の経営や管理を行う新たな仕組み**として「森林経営管理制度」が創設されました。

「森林経営管理制度の概要」

- ①森林所有者に適切な経営や管理を促すため、その責務を明確化する。
- ②森林所有者が森林の経営や管理を執行できない場合には、市町村が経営や管理を行うために必要な権利(経営管理権)を森林所有者から取得する。
- ③そのうち、林業経営に適した森林は、市町村が意欲と能力のある林業経営者に再委託し、伐採等を実施するための権利(経営管理実施権)を設定する。
- ④林業経営に適さない森林については、市町村は自ら公的な管理を行い、針広混交林など自然に近い森林に誘導する。

【久万広域森林組合の具体的取組】

前述した通り、平成17年度から取り組んできた久万林業活性化プロジェクト事業での施業集約化の山林活かし、所有者情報の整理やアンケート調査票の作成、送付、集計等の業務など、森林の調査及び経営管理権設定のための森林所有者への意向調査業務を受託します。

経営管理権が設定された森林については、市町村から経営管理実施権を受託し、積極的に森林整備を進めていきます。また、林業経営に向きな森林については、市町村自ら経営を行うこととなっていますが、事業の実施に当たっては、請負事業として発注されることが想定されるので、そうした市町村森林経営管理事業の受託も行って参ります。

【既存の制度の活用】

このほか、意向調査の結果によっては、森林組合が経営管理委託を受け施業を実施したり、林地の寄付、売却を希望する森林所有者の仲介をしたりすることも考えられます。

森林を売却したいという方に対しては、森林組合が仲介役となり、森林を取得する意向を持っている組合員へあつせんする「林地供給事業」を活用することができま

す。また、買い手がいない場合には、森林組合の経営状況を考慮した上で、森林組合自らが購入し経営する「森林経営事業」を行うこともできます。

【連携体制の構築】

久万高原町には、久万高原町林材業振興会議や中予山岳流域林業活性化センターなど、森林林業関係者からなる協議の場があります。その中で、地域全体の森林整備方針や森林環境譲与税の使途、新たな森林管理システムの進め方など、地域の森林整備を担ってきた森林組合ならではの観点により、関係機関との調整を図りつつ、久万高原町の森林整備に寄与して参ります。

